

荒尾市立小中学校等 I C T 支援員配置業務委託に係る公募型プロポーザル 質問回答書

No.	要領及び仕様書 該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書P2 5業務内容 (2) 支援等業務 (エ) (オ)	「1回の業務時間は原則3時間程度とする」とありますが、月平均5回以上というのは、1日の勤務時間6時間×5回と考え、1校当たり6時間×5回を基本とし、午前・午後3時間に分けた業務時間となると考えますが、いかがでしょうか。	原則となる支援業務時間、回数についてはお見込みのとおりです。 本市の想定や考え方を下記に示します。 基本となる支援業務時間、回数の対象場所は仕様書1ページの項番1～13の小中学校が中心となり、項番14～17の場所は、必要に応じて随時対応する場所として想定しています。 また、各小中学校(13校)の児童生徒数は約60名～約500名と学校規模は様々であり、それに伴い学級数、教職員数、ICT機器台数も異なり、支援を必要とする時間や作業量も異なることが考えられます。 できるだけ偏りなく、ICT支援が行き届くような体制が望ましいことから、「1回の業務時間を原則3時間程度」とし、必要に応じて、午前・午後で1日2校訪問することも想定しているため、当該仕様の表記となっています。 なお、業務時間6時間は、直接的なICT支援の時間として積算しており、休憩時間や学校間を移動する時間は含んでおりません。休憩時間や移動時間は1時間45分程度で積算しており、支援員一人あたりの1日の拘束時間は7時間45分程度を想定しています。
2	仕様書P1～2 5業務内容 (2) 支援等業務 (オ)	「原則、各小中学校において月平均5回以上訪問とする」とありますが、仕様書1ページの主な履行場所、項番13番までの学校が対象という認識でよろしいでしょうか。 また、項番14番以降の場所の支援は、必要に応じて随時対応するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	要領及び仕様書 該当箇所	質問内容	回答
3	仕様書P4 7業務報告書の提出 (2)	「必要に応じて、MDM及び機器台帳の変更を行うこと。」とありますが、MDMでは個人情報を取り扱うことも想定されます。ICT支援員の作業場所は、教育委員会内もしくは、学校内と考えていますが、いかがでしょうか。	お見込みのとおり、個人情報保護の観点が必要となる作業については、学校内、教育委員会内、またはその他セキュリティが確保できる場所での作業が必要と考えます。 なお、今後、ゼロトラストに基づくネットワークシステムの導入や資産管理システムの整備等が想定されます。セキュリティ面等の環境変化が発生する際には、別途、作業環境について協議いたします。
4	仕様書P1 3主な履行場所	「17その他委託者が指定する場所」について、具体的な勤務場所は決まっておりますでしょうか。契約書を締結するにあたって、契約書に記載されていない履行場所での業務ができないため、質問をさせていただきました。	「17その他委託者が指定する場所(原則、市内を対象とする。)」に係る具体的な勤務場所(業務履行場所・ICT支援場所)については決まっています。 本市では児童生徒一人一台タブレットにiPad LTEモデルを採用しており、学校以外での通信が可能であるため、教育活動における利用場所が幅広く考えられます。そのため、支援場所も柔軟に対応いただくことを想定していることから、当該仕様書の表記となっています。 これまでの教育活動の参考例として、以下の利用シーンや場所等での支援が必要となることが想定されます。 (世界文化遺産 万田坑や宮崎兄弟の生家施設での郷土学習、ラムサール条約湿地 荒尾干潟での環境学習、社会科見学、学校地域におけるまち探検での活用、荒尾総合文化センターで開催される教育関連イベントでのICT支援等)

No.	要領及び仕様書 該当箇所	質問内容	回答
5	仕様書P2 5業務内容 (2) 支援等業務 ア運営体制の(イ)	「配置する支援員は4人以上とし、うち1人はICT支援員としての業務経験が3年以上の実務経験者とする。」について、3年以上の実務経験は必須条件でしょうか。弊社としては、選定をしていただいた後に人集めを開始するようになるため、確実に実務経験3年以上の支援員を配属させることができるということが言えません。仮に、配属させることができなかった場合は、選定は無効になりますでしょうか。	3年以上の実務経験は必須条件となります。 なお、プロポーザルに応募いただく際には、本案件受託時に仕様書の業務を確実に履行できるという事業者様の判断の下に御応募いただくことが大前提です。 仮に最優秀提案事業者に選定された後、重要事項や業務の仕様を満たすことができないことが判明した場合には、次順位の事業者を選定することになると考えられます。 また、契約締結後に判明した場合には、契約書規定等に基づき、業務不履行による契約解除や損害賠償等の問題に発展するおそれがあることも想定されます。
6	仕様書P2 5業務内容 (2) 支援等業務 ア運営体制の(エ) (オ)	運営体制の(エ)では、「勤務時間は1日につき6時間以上とする」、(オ)では「1回の業務時間は原則3時間程度とする」と記載されていますが、貴市で想定されているのは1日につき2校巡回するスケジュールでしょうか。	No.1で回答のとおりです。
7	実施要領P1 2業務の概要 (5) 提案上限金額	提案上限金額の内訳について、2年目以降で初年度より上限金額が上がっている理由と、求められる業務の変更点をお教えてください。	提案上限金額104,280,000円は月額の設定委託料1,738,000円を履行期間5年(60か月)に乗じて積算しています。内訳については令和5年度を歳出予算、令和6年度～令和10年度を債務負担行為で予算措置しているため、当該の表記となっており、年度毎の業務変更を想定したものではありません。 [積算式] 令和5年度：13,904,000円(1,738,000円×8か月) 令和6年度～令和10年度：90,376,000円(1,738,000円×52か月)

令和5年6月2日
荒尾市教育委員会 教育振興課